

第 7 回検討会における主な意見

- 「公証」をどのように捉えるか。目的規定を見直した方がよいのではないか。
- 現行の閲覧制度を廃止し、新たな制度として再構築することの理由付けを補強すべきである。
- 「社会調査のうち公益性が高いと考えられるもの」についての記述、特に「これらに準じる調査」について、もっと明確にすべきである。
- プライバシー権を自己情報コントロール権として捉えるべきとの意見及びそれに基づくオプトアウト、オプトインについての記述を盛り込むべきではないか。
- 不正な目的での閲覧や目的外利用が判明した場合の措置について、過料だけではなく、事実の公表や刑罰についても検討すべきではないか。
- 住民票の写し等の交付についても手続の明確化等にとどまらず、抜本的な見直しを行うべきではないか。
- 選挙人名簿抄本の閲覧制度は政党本部としてはあまり利用されていないことや、住民基本台帳の閲覧が可能であれば選挙人名簿抄本の閲覧は必要ないと考えられることから、選挙人名簿抄本の閲覧制度は廃止してもよいのではないか。
- 世論調査・学術調査に関し、選挙人名簿抄本の閲覧に際しての審査を厳格に行っており、今後も住基に準じた手続規定を整備するのであれば、目的外での閲覧を防止できると考えられることから、引き続き閲覧制度は存続させるべきではないか。
- 世論調査・学術調査に関しては、政治・選挙に関する調査のように公職選挙法の目的に即した範囲内で閲覧を認めるべきではないか。